

( 公 印 省 略 )

分 医 発 第 1 6 3 1 号  
令 和 7 年 7 月 2 8 日

各 郡 市 等 医 師 会 長 殿

大 分 県 医 師 会 長 河 野 幸 治

使 用 薬 剤 の 薬 価 ( 薬 価 基 準 ) の 一 部 改 正 等 に つ い て

令 和 7 年 7 月 1 6 日 か ら 薬 価 基 準 の 一 部 及 び 掲 示 事 項 等 告 示 の 一 部 が 改 正 さ れ る と 同 じ 日 以 前 関 連 す る 留 意 事 項 の 適 用 が 示 さ れ た 旨 、 別 添 の と お り 日 医 通 知 が あ り ま し た の で 、 貴 会 会 員 へ の 周 知 方 お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

※ 日 医 H P メ ン バ ー ス ル ー ム 中 、 医 療 保 険 「 医 薬 品 の 保 険 上 の 取 扱 い 等 」 に 掲 載 予 定

日医発第654号（保険）  
令和7年7月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和7年7月15日付け令和7年厚生労働省告示第198号及び令和7年厚生労働省告示第199号をもって薬価基準、掲示事項等告示が改正され、同年7月16日から適用されました。

これを受け、令和7年7月15日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和7年7月9日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬3品目）が、薬価基準の別表に第9部追補（5）として収載された。

- 〔
- 関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第198号  
添付資料2中の薬価基準告示（参考1）
  - 品目の概要：添付資料3
- 〕

(2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ バルバーサ錠 3mg、同錠 4mg 及び同錠 5mg

〔 ▶ 関連通知等：添付資料 2 中の記 3 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 7 年 7 月 15 日 号外第 162 号抜粋）
  - ・ 令和 7 年厚生労働省告示第 198 号、199 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について  
（令和 7 年 7 月 15 日付け 保医発 0715 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. ・ 新医薬品一覧表  
（令和 7 年 7 月 9 日 中医協総会資料（総－ 2）抜粋）

○厚生労働省告示第百九十八号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和七年七月十六日から適用する。

令和七年七月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> 注1～3 (略) 第1部～第8部 (略) 第9部 追 補 (5) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (は) バルバーサ錠 3mg 3mg 1錠 31,810.40 バルバーサ錠 4mg 4mg 1錠 41,501.70 バルバーサ錠 5mg 5mg 1錠 51,009.70 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (へ) ベバシズマブB S点滴静注100mg 「アムジェン」 100mg 4mL 1瓶 6,901 ベバシズマブB S点滴静注400mg 「アムジェン」 400mg 16mL 1瓶 26,066	<b>別表</b> 注1～3 (略) 第1部～第8部 (略) (新設)

○厚生労働省告示第百九十九号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月十六日から適用する。

令和七年七月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第2 第1部～第3部（略） 第4部 追 補 (1) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 <u>(い)</u> イマチニブ錠100mg「ヤクルト」 100mg 1錠 <u>(せ)</u> ㊦ セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用10%「TW」 100mg 1g ㊦ セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」 100mg 1g ㊦ セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」 75mg 1錠	別表第2 第1部～第3部（略） (新設)

④	<u>セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg 「TW」</u>	<u>75mg 1錠</u>
④	<u>セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg 「SW」</u>	<u>100mg 1錠</u>
④	<u>セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg 「TW」</u>	<u>100mg 1錠</u>
④	<u>セフジトレンピボキシル小児用細粒10% 「SW」</u>	<u>100mg 1g</u>
④	<u>セフジトレンピボキシル錠100mg 「SW」</u>	<u>100mg 1錠</u>
	注 射 薬	
	品 名	規 格 単 位
	(ゎ)	
	<u>ペバシズマブB S点滴静注100mg 「第一三共」</u>	<u>100mg 4mL 1瓶</u>
	<u>ペバシズマブB S点滴静注400mg 「第一三共」</u>	<u>400mg 16mL 1瓶</u>
	(ほ)	
	<u>ボルテゾミブ注射用 3mg 「ヤクルト」</u>	<u>3mg 1瓶</u>

保医発 0715 第 1 号  
令和 7 年 7 月 15 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第198号及び令和7年厚生労働省告示第199号をもって改正され、令和7年7月16日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 4 0	3, 4 8 6	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 3 4

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に掲載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬9品目及び注射薬3品目）について、掲示事項等告示の別表第2に掲載することにより、令和8年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 5 6	1 0 0	4 1	0	2 9 7

## 3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

バルバーサ錠 3mg、同錠 4mg 及び同錠 5mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*FGFR3* 遺伝子変異又は融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*FGFR3* 遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「PD-1/PD-L1 阻害剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること。」とされているので、本製剤をPD-1/PD-L1 阻害剤による治療歴のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	
1	内用薬	バルバーサ錠 3mg	エルダフィチニブ	3mg 1錠	31,810.40
2	内用薬	バルバーサ錠 4mg	エルダフィチニブ	4mg 1錠	41,501.70
3	内用薬	バルバーサ錠 5mg	エルダフィチニブ	5mg 1錠	51,009.70
4	注射薬	ベバシズマブ B S点滴静注100mg 「アムジェン」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	100mg 4mL 1瓶	6,901
5	注射薬	ベバシズマブ B S点滴静注400mg 「アムジェン」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	400mg 16mL 1瓶	26,066

掲示事項等告示

別表第2 (令和8年3月31日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	イマチニブ錠100mg「ヤクルト」	イマチニブメシル酸塩	100mg 1錠
2	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用10%「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g
3	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g
4	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
5	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
6	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
7	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
8	内用薬	局 セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1g
9	内用薬	局 セフジトレンピボキシル錠100mg「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1錠
10	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注100mg「第一三共」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	100mg 4mL 1瓶
11	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注400mg「第一三共」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	400mg 16mL 1瓶
12	注射薬	ボルテゾミブ注射用3mg「ヤクルト」	ボルテゾミブ	3mg 1瓶

中 医 協 総 - 2  
7 . 7 . 9

新医薬品一覧表(令和7年7月16日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	バルバーサ錠3mg バルバーサ錠4mg バルバーサ錠5mg	3mg1錠 4mg1錠 5mg1錠	ヤンセンファーマ株式会社	エルダフィチニブ	新有効成分含有医薬品	31,810.40円 41,501.70円 51,009.70円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(II)A=5% 新薬創出等加算	内429 その他の腫瘍用薬(がん化学療法後に増悪したFGFR3遺伝子変異又は融合遺伝子を有する根治切除不能な尿路上皮癌)	2

	品目数	成分数
内用薬	3	1
注射薬	0	0
外用薬	0	0
計	3	1